

福祉部 平成29年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案（11件）

件 名	概 要	所 管 課
不動産の無償譲渡の件	府立金剛コロニー再編整備計画に基づく府立障がい者支援施設の廃止に伴い、用途廃止する府立障がい者支援施設建物の一部を社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団へ無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求める。 【不動産の種別等】建物 2,417.97 m ² 【相手方】社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	障がい福祉室 生活基盤推進課
指定管理者の指定の件	公の施設に係る指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定する旨議決を求める。 大阪府立金剛コロニー （こんごう福祉センターに改称予定） 【指定期間】平成29年4月1日から平成34年3月31日まで 【指定する団体】社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 28万2,000円のうち回収不能となった25万1,100円及び当該貸付金に係る遅延損害金	地域福祉推進室 地域福祉課
大阪府立身体障害者福祉センターに係る支援費自己負担金に関する債権放棄の件	大阪府立身体障害者福祉センターに係る支援費自己負担金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】回収不能となった2万9,500円及び当該負担金に係る遅延損害金	障がい福祉室 地域生活支援課

大阪府障害者扶養共済制度掛金に関する債権放棄の件	大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】回収不能となった 125 万 3,050 円及び当該掛金に係る遅延損害金	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府障害者扶養共済制度年金過払金返還金に関する債権放棄の件	大阪府障害者扶養共済制度年金過払金返還金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】回収不能となった 2 万 5,000 円及び当該返還金に係る遅延損害金	障がい福祉室 地域生活支援課
高齢者住宅整備資金貸付金に関する債権放棄の件	高齢者住宅整備資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 81 万 1,080 円のうち回収不能となった 65 万 5,623 円及び当該貸付金に係る遅延損害金	高齢介護室 介護支援課
大阪府婦人更生資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府婦人更生資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 173 万 9,184 円のうち回収不能となった 166 万 4,255 円	子ども室 家庭支援課
大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 1,118 万 1,347 円のうち回収不能となった 873 万 1,490 円及び当該貸付金に係る遅延損害金	子ども室 家庭支援課
大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する債権放棄の件	大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】貸付額 990 万円のうち、回収不能となった 907 万 2,963 円及び当該貸付金に係る遅延損害金	子ども室 家庭支援課

堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件	堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を 1 年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議決を求める。 【変更内容】 (改正前) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで (改正後) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	子ども室 家庭支援課
-------------------------------------	--	---------------

2. 条例案

(新規制定 1 件)

件 名	概 要	所 管 課
大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例	言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する。 【施行予定期日】公布の日	障がい福祉室 自立支援課

(一部改正 8 件)

件 名	概 要	所 管 課
大阪府立金剛コロニー条例の一部を改正する条例	大阪府立金剛コロニーの障がい者支援施設を廃止し、福祉型障がい児入所施設等に再編することに伴い、当該施設の名称を「こんごう福祉センター」に改称し、設置目的の改正を行う。 【施行予定期日】平成 29 年 4 月 1 日	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府附属機関条例の一部を改正する条例	「大阪府立金剛コロニー」の施設名称の変更に伴い、所要の改正を行う。(こんごう福祉センターに改称予定) 【施行予定期日】平成 29 年 4 月 1 日	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、就労継続支援 A 型事業者が利用者の希望を踏まえた就労の機会を提供することが義務付けられたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。	障がい福祉室 生活基盤推進課

	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程に、生産活動の内容、利用者の労働時間並びに賃金及び工賃が追加されたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 【施行予定期日】平成29年4月1日	
大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正により、就労継続支援A型事業者が利用者の希望を踏まえた就労の機会を提供することが義務付けられたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正により、就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程に、生産活動の内容、利用者の労働時間並びに賃金及び工賃が追加されたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 【施行予定期日】平成29年4月1日	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、指定放課後等デイサービスの人員配置基準について、従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保育士とすることとされたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、指定放課後等デイサービス事業者がサービス内容の自己評価及び改善の内容の公表をすることが義務付けられたことに伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 【施行予定期日】平成29年4月1日	障がい福祉室 生活基盤推進課

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法改正により、情緒障害児短期治療施設が児童心理治療施設に名称変更となったため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成 29 年 4 月 1 日	子ども室 家庭支援課
大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	社会福祉法の一部改正による条ずれに伴い、規定整備を行う必要があることから、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成 29 年 4 月 1 日	子ども室 子育て支援課
大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1 社会福祉法の改正により、新たに追加された事務について、大阪版地方分権推進制度に基づき、町村の同意を得て、該当する町村が処理することとするため、所要の改正を行う。 2 大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、下記諸法令に基づく事務について、希望する市町村に対し、同市町村の区域に係るものを移譲するため、所要の改正を行う。 ①精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律） ②社会福祉事業（老人福祉センターを経営する事業）開始の届出の受理等（社会福祉法第 69 条第 1 項等） ③幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等 ④幼保連携型認定こども園の認可等 （③・④就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） 【施行予定期日】 1・2② 平成 29 年 4 月 1 日 2①③④ 平成 29 年 7 月 1 日	地域福祉推進室 指導監査課 障がい福祉室 地域生活支援課 高齢介護室 介護事業者課 子ども室 子育て支援課

3. 報告（2件）

件 名	概 要	所 管 課
債権放棄報告の件	福祉部の所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例（平成 22 年大阪府条例第 59 号）第 6 条第 3 項の規定により次のとおり放棄したので、同条第 4 項の規定により報告する。 1 大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金 【件数】 12 件 【放棄した債権】 6 万 5,500 円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】 平成 29 年 1 月 18 日 2 大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金 【件数】 1 件 【放棄した債権】 8,672 円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】 平成 29 年 1 月 11 日 3 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 【件数】 4 件 【放棄した債権】 ・当該貸付金に係る遅延損害金 20,333 円 ・1 万円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】 平成 29 年 1 月 11 日	地域福祉推進室 地域福祉課 子ども室 家庭支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起の専決処分 の件	母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分にしたので、同条第 2 項の規定により報告する。 訴えの提起 【件 数】 13 件 【専決日】 平成 29 年 1 月 20 日	子ども室 家庭支援課